

3章

介護保険制度と医療

1 介護保険制度におけるかかりつけ医の役割

介護保険制度におけるかかりつけ医の主な役割は、①介護保険施設や介護サービス事業者との連携に視点を置いた治療・退院計画の立案、②生活支援と介護の視点に立った療養指導や医学的情報の提供、③介護サービス計画の検証への参加である。

さらに、機能別にみると、情報伝達・指示機能と多職種間の連携機能に分類される。

● 情報伝達・指示機能

- ・主治医意見書を書く
- ・訪問看護指示書を書く
- ・訪問リハビリテーション指示書を書く
- ・居宅療養管理指導を行う
- ・介護サービス事業者・自治体などへの診療情報提供書を書く

(1) 主治医意見書作成にあたってかかりつけ医に求められること

- ・従来から医師が書きなれている診断書や診療情報提供書と異なり、疾病や障害に関する内容の記載に加え、障害が生活にどのような影響をもたらしているのかを表現することが必要である。したがって、それらの内容を把握しうる資質が医師の職責として求められる。
- ・生活障害に対しどのような医療・介護サービス提供が必要か、提供にあたっての医学的留意事項があるか意見を述べることが求められる。
- ・記載内容の不備、提出の遅延は、介護認定審査や介護サービス提供に支障をきたすことがある。

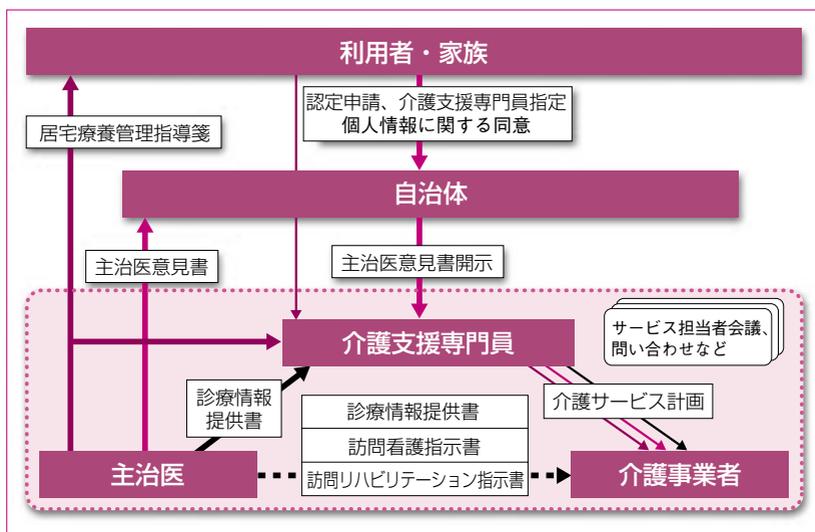
(2) 主治医意見書がどのように使われるか

- ・ 介護支援専門員の介護サービス計画立案資料として
- ・ 介護認定審査会の認定資料として
- ・ 介護支援専門員から介護サービス事業者への医学的留意事項の伝達資料として
- ・ 施設の入所・通所受け入れ時の感染症の有無などの資料として
- ・ 本人・家族の求めによる開示資料として
- ・ おむつなど助成制度の資料として

(3) 診療情報提供書の提供先

- ・ 医療機関、保険薬局
- ・ 区市町村、保健所
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 指定居宅介護支援事業者
- ・ 精神障害者社会復帰施設
- ・ 精神保健福祉センター

図1 介護・診療情報の依頼・提供・共有の仕組み



● 多職種間の連携機能

- ・介護支援専門員と密接な連絡を保つ
- ・サービス担当者会議に参加する
- ・介護認定審査会へ出席する
- ・介護保険関連事業を運営する

(1) 地域ケアとは

多職種間の連携機能を果たすことが求められるかかりつけ医は、「地域ケア」という概念を理解しておく必要がある。

地域ケアとは、要支援・要介護者が住みなれた地域で、能力に応じて自立した尊厳ある日常生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携により支援することであり、要支援・要介護者や家族などの介護者への医療を含めた総合的生活支援である。具体的には在宅医療、在宅看護、在宅介護、生活支援の提供により、QOL 追求の支援やノーマライゼーションの理念を実践することである。

表 1 地域ケアモデル＝生活ケアモデル

	医療モデル	生活 (QOL) モデル
目的	疾病の治療・救命	生活の質向上
目標	健康	自立と尊厳の保障
対象	疾患 (生理的正常の維持)	障害 (ADL の維持)
場所	病院 (施設)	社会 (生活)
チーム	医療従事者 (命令)	多職種 (協力)

点 (医療機関) から面 (地域) へ